

【協議事項 1】

病床の医療機能を変更予定・変更済みの医療機関について

1 医療機関について

以下の4医療機関から事前連絡票（連絡票）の提出あり。

(1) 鹿児島徳洲会病院

変更時期：令和6年4月

内 容：慢性期20床を回復期20床へ変更予定

（一般病床250床，療養病床60床を一般病床310床へ変更予定）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
現在	10	120	40	140	310
令和6年4月	10	120	60	120	310

注：回復期40床から60床へ増加（+20床）、慢性期140床から120床へ減少（-20床）。

(2) 中央病院

変更時期：令和6年5月

内 容：急性期4床と慢性期14床を回復期18床へ移行予定

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
現在	20	185	0	14	219
令和6年5月	20	181	18	0	219

注：急性期185床から181床へ減少（-4床）、慢性期14床から0床へ減少（-14床）、回復期0床から18床へ増加（+18床）。

(3) 東内科・小児科

変更時期：令和5年12月

内 容：慢性期19床を回復期19床へ変更

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
現在	0	0	0	19	19
令和5年12月	0	0	19	0	19

注：慢性期19床から0床へ減少（-19床）、回復期0床から19床へ増加（+19床）。

(4) リハビリホスピタル三愛

変更時期：令和4年1月

内 容：慢性期40床を回復期40床へ変更

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
現在	0	0	0	40	40
令和4年1月	0	0	40	0	40

注：慢性期40床から0床へ減少（-40床）、回復期0床から40床へ増加（+40床）。

2 検討の経緯

令和5年12月，令和6年1月
議長及び専門部会長への疑義照会

<鹿児島徳洲会病院への確認事項>

慢性期20床減少，回復期20床増加ということだが，詳細を確認したい。

<中央病院，東内科・小児科，リハビリホスピタル三愛への確認事項>

特になし

令和6年1月17日
第12回回復期専門部会，第10回慢性期及び在宅医療専門部会の開催

<鹿児島徳洲会病院の説明内容>

回復期の需要が高まってきたことから，回復期40床（医療療養病床）及び慢性期20床（医療療養病床）を，全て回復期60床（一般病床）として転換予定。

<協議した意見（案）>

当該医療機関において慢性期病床を減少し回復期病床を増床することは，鹿児島保健医療圏において不足する回復期機能の充足に繋がることから，当専門部会として「妥当」なものとする。

3 各専門部会協議結果

第12回回復期専門部会（R6.1.17）

意見（案）について承認

第10回慢性期及び在宅医療専門部会（R6.1.17）

意見（案）について承認

第13回部会長等会議（R6.2.6）

意見（案）について承認

4 協議する意見（案）

当該医療機関において慢性期病床を減少し回復期病床を増床することは，鹿児島保健医療圏において不足する回復期機能の充足に繋がることから，当専門部会として「妥当」なものとする。

＜参考＞

「各専門部会について書面開催する場合などの取扱に関する申し合わせ」

＜第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R 3. 8. 17）での決定事項＞

【病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱（鹿児島保健医療圏）】

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め，協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合は，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。